

「本市の行財政改革に関する検証について」説明資料

及び

質 問 事 項 へ の 回 答

【目 次】

1. 前回の質問事項への回答 P 1
2. 行財政改革について P 2
3. 公共施設の経営効率化 P 4
4. 定員適正化 P 8

前回の質問事項への回答

近隣市財政状況比較

市名	住民基本 台帳人口 (人)	一般会計 歳入総額 (千円)	一般会計 歳出総額 (千円)	歳入歳出 差引額 (千円)	財政調整 基金現在高 (千円)	財政力 指数	経常収 支比率 (%)
市川市	468,367	138,053,982	136,165,845	1,888,137	8,318,065	1.03	95.6
浦安市	162,155	75,422,632	70,636,160	4,786,472	14,937,096	1.49	83.8
船橋市	615,876	178,425,628	171,786,809	6,638,819	18,430,359	0.94	92.6
松戸市	485,876	135,564,819	128,816,804	6,748,015	7,569,165	0.89	90.0
柏市	402,337	122,725,097	114,760,099	7,964,998	7,895,931	0.92	91.5
市原市	281,642	86,632,195	83,717,678	2,914,517	6,616,107	1.02	89.9
八千代市	192,951	58,072,038	56,109,688	1,962,350	1,454,308	0.92	94.8
佐倉市	177,740	43,671,058	41,243,522	2,427,536	7,405,196	0.91	93.0
流山市	168,024	46,418,196	44,538,546	1,879,650	4,518,828	0.89	85.5
習志野市	163,782	51,226,838	48,339,203	2,887,635	3,743,347	0.88	90.3
野田市	156,725	50,080,701	48,412,871	1,667,830	2,054,006	0.87	93.4
成田市	130,469	64,549,010	60,099,047	4,449,963	5,241,707	1.27	83.6

平成 24 年度決算より

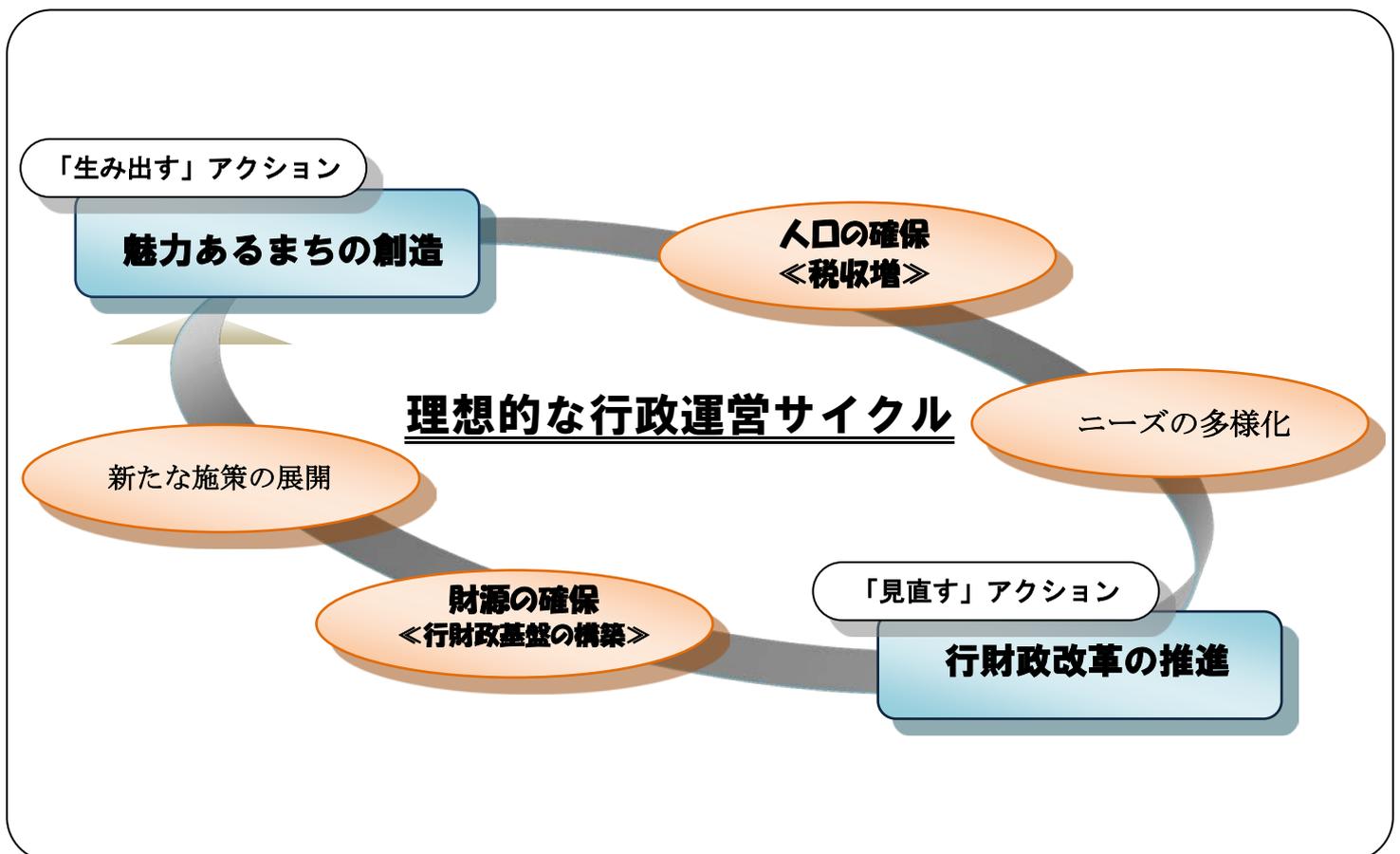
行財政改革について

行財政改革の目的

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を実施する役割を担っています。また、市役所が行う行政サービスの範囲は、福祉や衛生、道路・下水道などの土木、義務教育など非常に幅広いものとなっています。

そして、これらの行政サービスはニーズの多様化や社会環境の変化の中で、常に変化と拡大が求められているのが現状です。

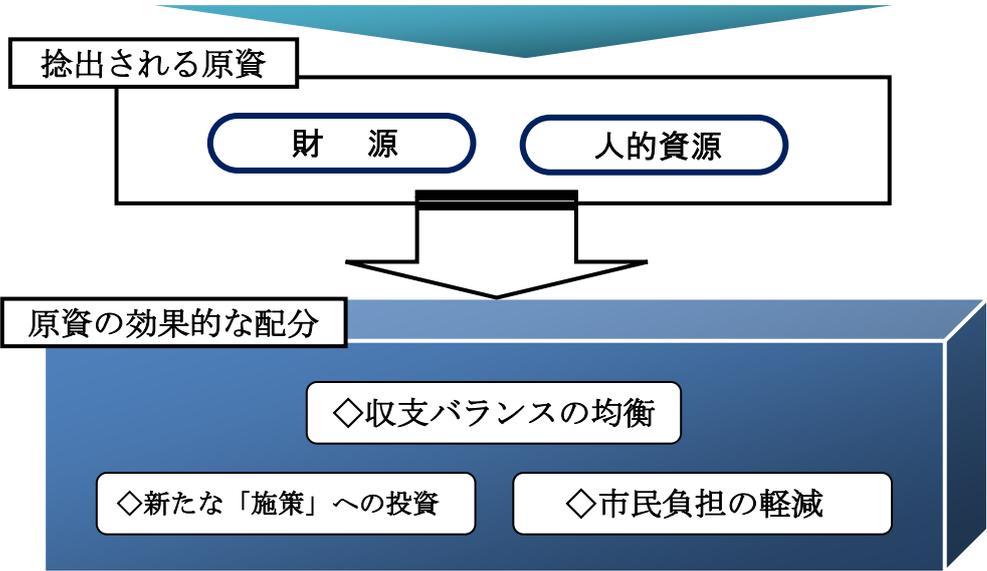
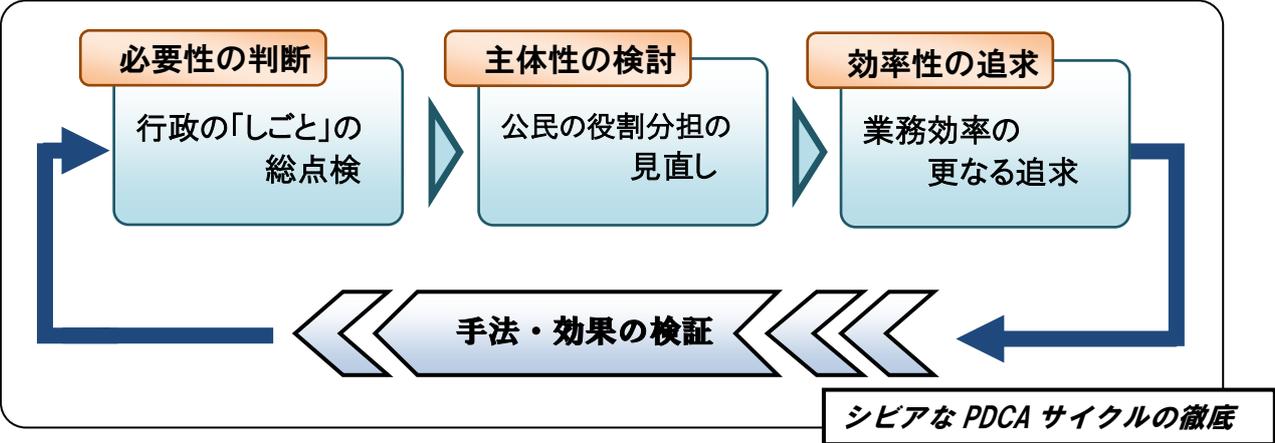
しかし、行政の資源には限りがあることから、行政サービスの新たな提供や拡大を行うには、既存の行政の仕組みやサービスを見直す必要があります。そのために、行政の組織や機能を見直すことにより、更なる効率化や経費の削減を目指すのが、行財政改革です。この行財政改革を行うことにより市の財源に余裕が生まれ、新たな行政サービスを実施し、その結果、「まちの魅力」が増大するというサイクルが生まれることになる。それを表したのが下記の図です。



改革の具体的な内容

行財政改革とは、行政の活動を改善するために、行政機構の構造や活動手法を意図的に変えることとなります。そして、そのためには行政の活動（「しごと」）を把握し、改善することで効率化が図られる部分や市民サービスの向上が図れる部分について、積極的な取組みを行う必要があります。

この取組み方法を現したのが下記の図となります。



この図でも示しているとおおり、改革を実施したことによって検出される財源（金銭）や人的資源（職員）は、収支バランスの均衡という財政状況の改善や市民負担の軽減にも利用されていますが、新たな「施策」への投資にも配分されています。

このように本来の行財政改革は、単に効率化・削減を目的にしているのではなく、効率化・削減により、新たなサービスの展開を行うことを目的としています。

公共施設の経営効率化

改革前の現状と課題

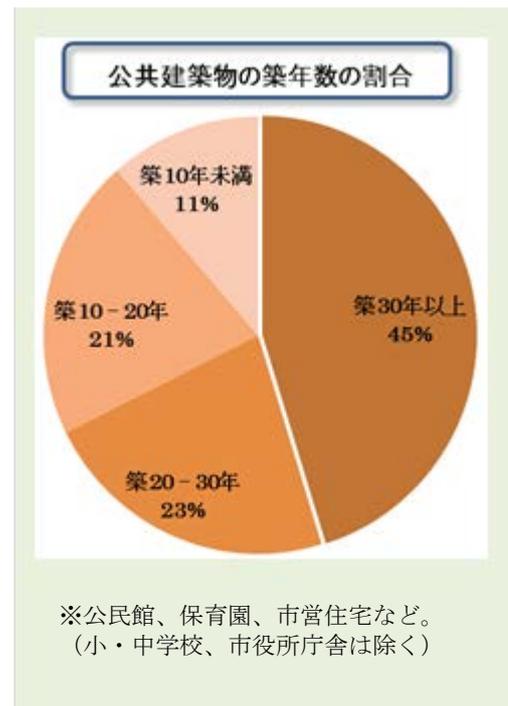
日本全国の自治体で、公共施設の今後のあり方について、盛んに議論されています。全国の多くの公共施設が、高度経済成長期に建設され、それらが今、一斉に大規模修繕や建て替えの時期を迎えようとしているからです。

右記のグラフが示すとおり、本市における公共建築物で、築30年以上のものは、実に全体の半分近くを占めています。一般的に、鉄筋コンクリートの建物は、築30年を超えると劣化が進行し、大規模な修繕や建て替えなどが必要となると言われています。現に、築50年以上が経過する市民会館では、大ホールの天井落下の危険性から、現在、使用停止となっており、建て替え計画が進められています。

また、建物だけではなく、道路や橋りょうなどのいわゆるインフラ設備についても老朽化や劣化が指摘されていることなどからも、これからの公共施設のあり方等について、真剣に考え始めなければならない時期に来ていると言えます。

しかし、これらの建物をすべて建替えるとなると膨大な費用がかかりますが、公共施設は、憩いや学習、生活支援などに用いられる市民にとっては大切な財産であるため、単純に施設数を減らすという手法をとることは難しいのが現状です。

そこで、老朽化した公共施設について、人口構成の変化や地域住民のニーズなどを見据えながら、大規模修繕や建替えの経費の縮減、平準化をどのように図るかが課題であり、今後、本市でも検討する必要があります。



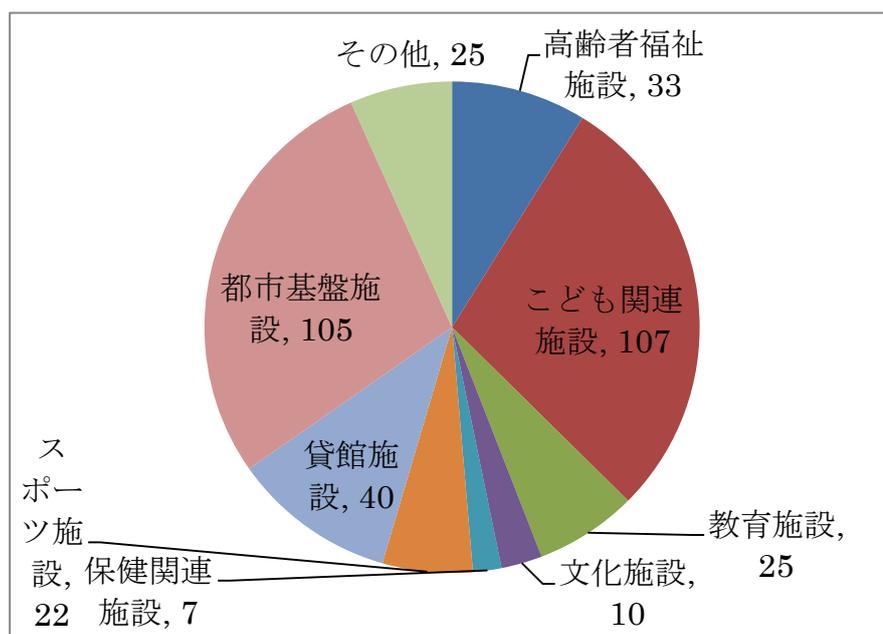
今後の方向性

平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故以降、インフラ更新問題への国の対応が加速し、平成 25 年の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、「新しく造ることから賢く使うことへ」のシフトチェンジが重要であるとの認識が示されました。また、その後に取りまとめられた「インフラ長寿命化基本計画」の中では、地方公共団体に対して、公共施設に関する行動計画に当たる「公共施設等総合管理計画」の策定が求められ、平成 26 年 4 月には、総務大臣より公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、各自治体において同計画を速やかに策定するよう要請が出されたところです。

公共施設に関する現状や上記のような国の動向も踏まえ、各自治体ではそれぞれの状況に応じて組織を挙げて様々な取り組みが開始され、本市でも所管部署がそれぞれに管理をしていた、施設の基礎データや維持保全の履歴などの情報を一元管理するため、平成 25 年度より、保全情報システムを活用したデータベースの構築を開始しました。

また、平成 26 年度には、財政部管財課に「公共施設マネジメント担当室」を設置し、公共施設全体の状況を把握・分析し、その課題を明らかにするための「公共施設白書」の作成等に取りかかり始めたところです。

本市では、右図にあるように多くの公共施設があります。今後、白書を作成し、公共施設の可視化がなされた後に、人口構成やニーズを踏まえた施設の最適化を図る必要があります。



菅平高原いちかわ村の廃止

改革前の現状と課題

菅平高原いちかわ村は、昭和 51 年に恵まれた自然の中で、市民が心を豊かにし、身体を鍛えるために四季を通じて利用できる林間施設として、長野県須坂市大字仁礼字峰の原に設置されたものです。その後、平成元年、平成 19 年の 2 回にわたって改修を行い、利便性の向上や老朽化への対策などを行いました(定員：夏 102 名、冬 72 名)。

利用者数は、昭和 56 年度にピークの 7,412 人を記録しましたが、その後徐々に利用者数が減り、昭和 63 年度に 5,423 人となり、改修後の平成元年度に 6,439 人に増加したものの、平成 18 年度には最低の 4,142 人となりました。その後、改修工事やバスツアーの実施などにより、年間の延べ利用者数が約 5,000 人と若干増加したところです。



【菅平高原いちかわ村】

菅平高原いちかわ村は、平成 21 年度決算で年間経費が約 5,200 万円であるのに対し、使用料が約 900 万円と大幅な歳出超過となっていること、他市では同様の施設を指定管理者制度の導入や民間への売却などを行っている例があること、建物が築 30 年近くなり老朽化が進んできたことなどから、市川市としての保養施設の必要性について検討するために、平成 22 年に事業仕分けを行い、その結果「廃止」という判定が下されました。その後、行政経営会議で事業仕分けの対応方針として平成 24 年度末をもって廃止との決定したものです。

改革の具体的な内容

行政経営会議で廃止の決定を受けた後は、資産売却に向けて企業や団体等への買取意思の確認等を行うとともに、事業規模を縮小することによる経費削減に向けた取組

みを行いました。

具体的には、観光バスを借り上げて実施するバスツアーの中止に加え、平成 24 年度以降は閑散期を休村とし、期間を限定した営業とすることで食堂委託費や施設保守費の削減を行ったところです。

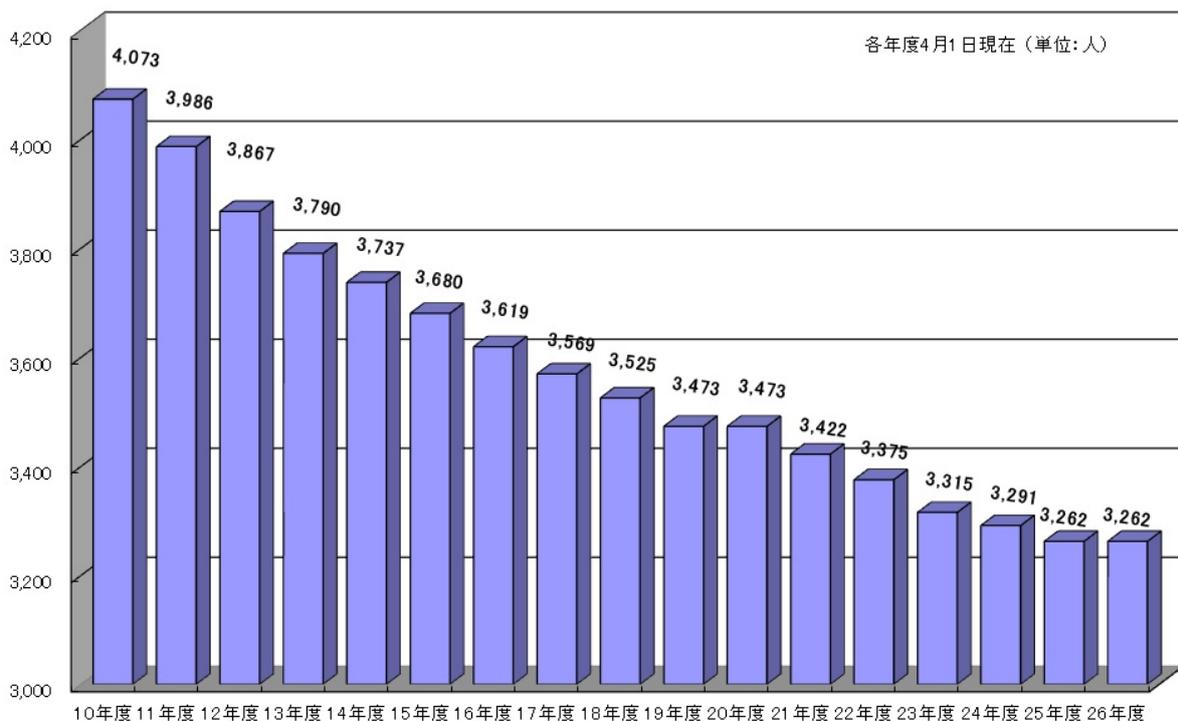
その後、平成 25 年 2 月議会で「市川市林間施設の設置及び管理に関する条例」を廃止することが上程され、平成 25 年度末をもって菅平高原いちかわ村が廃止されました。また、平成 26 年度に、当該施設が売却されたところです。

定員適正化

改革前の現状と課題

本市では、平成10年まで増え続ける行政需要に対応するため、職員数を増やしてきました。しかし、バブル崩壊による財政状況の悪化から、平成10年10月に定員適正化計画を定め、職員数の削減を行ってきました。特に平成11年度と平成12年度の職員採用を中止するなど、2年間で206人の削減を行ったところです。

その後も、定員適正化計画フォローアップ編、第2次、第3次定員適正化計画を策定し、定員の適正化を進めてきており、平成26年4月1日現在の職員数が3,262人と、平成10年と比較して811人の削減を行ってきました。



これまでは、工程が一定で定型的なものや民間市場が成熟している業務を中心にアウトソース化を図ったり、内部管理事務の簡素化などを進めてきたところです。

一方で、市役所の業務は直接市民に対して行政サービスを提供することから労働集約的な側面が強いこと、また国の法令等で資格や定数基準などがあることなどから、これまでと同様の方法で効率化を図ることが困難になってきています。

改革の具体的な内容

- 業務委託の活用……学校給食調理、一般廃棄物収集運搬等
- 指定管理者制度の導入……保育園、障害者施設等
- 多様な雇用形態の活用……短時間非常勤職員、再任用職員の活用
- 業務の効率化……システムの導入、マニュアルや業務フローの整備

今後の方向性

これまで、アウトソースや多様な雇用形態の活用などで職員数の適正化を図ってきており、今後もさらなる効率化を図っていく必要があります。

本市としては、常勤職員の総数と職員人件費を増やさないようにすることを原則として定員管理を行っていく予定です。

「本市の行財政改革に関する検証について」説明資料

(使用料の見直し)

1. 使用料見直しに関する経緯

平成 25 年 5 月	市政戦略会議に諮問
平成 25 年 9 月	市政戦略会議から答申
平成 25 年 12 月	e モニター調査
平成 26 年 1 月	広報いちかわ(H26. 1. 18 号)にて特集記事掲載
平成 26 年 2 月	市民説明会実施 ・H26. 2. 3 行徳文化ホール I & I ・H26. 2. 7 市民会館
平成 26 年 8 月	e モニター調査
平成 26 年 8 月	公民館利用団体及びスポーツ団体の代表と意見交換会
平成 26 年 9 月	市議会に使用料改定の条例案提出 議会からの修正案反映のうえ可決
平成 27 年 10 月 (予定)	値上げ幅 1 / 2 の経過措置 (1 年間) にて料金改定

2. 使用料算定例

中央公民館 第 1 会議室 (1 時間あたり)

使用料区分	現行使用料	改正額	改定率	経過期間	改定率
市民以外等使用料	設定なし	1,190 円		1,190 円	
市民使用料	250 円	590 円	2.36	420 円	1.68

市民プール (1 人あたり)

使用料区分	現行使用料	改正額	改定率	経過期間	改定率
大人	700 円	700 円	1.00		
高校生	470 円	470 円	1.00		
小中学生	230 円	230 円	1.00		
幼児	無料	無料			

中国分スポーツ広場 (1 時間あたり)

使用料区分	現行使用料	改正額	改定率	経過期間	改定率
市民以外等使用料	設定なし	5,600 円			
市民使用料 (一般)	1,000 円	2,800 円	2.80		

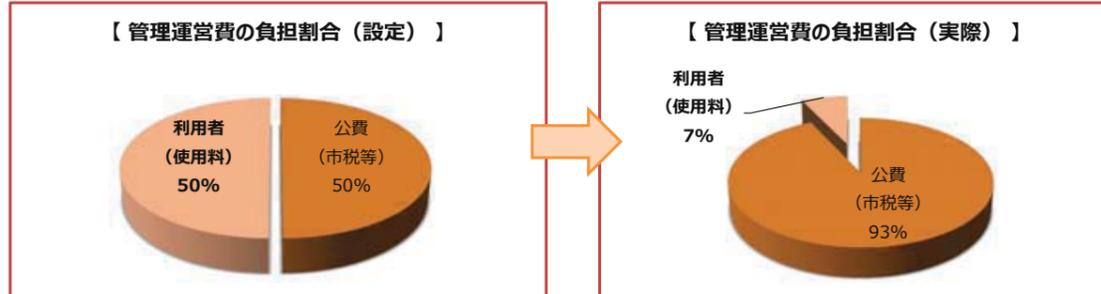
平成26年度使用料見直しの検討結果

1. 現状と課題

(1) 現状

- 多くの施設で管理運営費（コスト）に対して収入（使用料等）が少ない状況にあります。
- その結果、施設の管理運営費の大部分が公費（市税等）により賄われています。

【例：公民館（平成24年度決算）】



(2) 課題

- 利用する方としない方の受益者負担の適正化の観点から、「使用料原価へ算入する経費の見直し」を行いフルコストを算出したうえで、「使用料の算出方法の見直し」、「減免基準の見直し」等により、収支の乖離を縮減していく必要があります。

2. 見直し対象施設について

国や県の法令・基準等により改定するもの（市営住宅等）や審議会の答申に基づき改定するもの（自転車等駐車場、下水道使用料、市場使用料等）を除いた、下記の使用料を見直し対象としました。

<p>【貸室・集会施設】</p> <p>部屋・区画（面積）単位料金</p> <p>公民館、勤労福祉センター、市民談話室、男女共同参画センター、地域ふれあい館、アイ・リンクセンター、アイ・リンクタウン展望施設（交流ラウンジ・展望施設）急病診療・ふれあいセンター集客室</p>
<p>【スポーツ施設】</p> <p>部屋・区画（面積）単位料金</p> <p>野球場、陸上競技場（貸切）、テニスコート、市民体育館（貸切）、中国分スポーツ広場</p> <p>個人単位料金（1回・1時間）</p> <p>陸上競技場（練習）、市民体育館（貸切以外・トレーニング）</p>
<p>【レジャー施設】</p> <p>個人単位料金（1日・1泊）</p> <p>市民プール、動物園、少年自然の家</p>
<p>【保健衛生施設】</p> <p>部屋・区画（面積）単位料金</p> <p>斎場（式場）、霊園（年間管理料）</p> <p>個人単位料金（1体（個）、1年）</p> <p>斎場（火葬炉）、霊堂</p>
<p>【文化施設】</p> <p>部屋・区画（面積）単位料金</p> <p>芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー、文化会館、行徳公会堂、文学ミュージアム</p> <p>個人単位料金（1回）</p> <p>東山魁夷記念館</p>
<p><受益者負担割合></p> <p>斎場（火葬炉）25%、アイ・リンクタウン展望施設（展望施設）・霊園（管理料）・霊堂100%、それ以外は全て50%</p>

3. 見直しのポイント

検討内容	検討結果														
①算入経費の見直し	・サービスを提供するために必要な全ての経費を算入するため、施設別行政コスト計算書を活用														
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>現行の算入経費</th> <th>新たに算入する経費</th> <th rowspan="4">施設のフルコスト</th> </tr> <tr> <td>人の経費</td> <td>職員人件費（給料、職員手当等、共済費）、報酬、賃金</td> <td>退職給付引当金繰入額</td> </tr> <tr> <td>物の経費</td> <td>需用費（光熱水費、施設修繕料等）、役務費、委託料、使用料及び賃借料（用地賃借料以外）、原材料費等</td> <td>用地に係る経費（賃借料など）</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>減価償却費</td> <td>公債費利子</td> </tr> </table>	区分	現行の算入経費	新たに算入する経費	施設のフルコスト	人の経費	職員人件費（給料、職員手当等、共済費）、報酬、賃金	退職給付引当金繰入額	物の経費	需用費（光熱水費、施設修繕料等）、役務費、委託料、使用料及び賃借料（用地賃借料以外）、原材料費等	用地に係る経費（賃借料など）	その他経費	減価償却費	公債費利子	+
区分	現行の算入経費	新たに算入する経費	施設のフルコスト												
人の経費	職員人件費（給料、職員手当等、共済費）、報酬、賃金	退職給付引当金繰入額													
物の経費	需用費（光熱水費、施設修繕料等）、役務費、委託料、使用料及び賃借料（用地賃借料以外）、原材料費等	用地に係る経費（賃借料など）													
その他経費	減価償却費	公債費利子													
②積算方法の変更	・貸室メイン施設（主にスペースを貸し出す施設）の算出方法を見直し ⇒トイレ・廊下等の共用部分や事務室などに係る経費について、これまで主に市税等の公費で負担していたが、共用部分等は、施設を運営する上で必要不可欠であることから、施設利用者にも負担してもらう算出方法に改めた。														
	<table border="1"> <tr> <th>①</th> <td>1㎡、1時間あたりの原価から算出する施設（公民館等の貸室等）</td> <td> $\frac{\text{管理運営費}}{\text{貸室部分総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$ </td> </tr> <tr> <th>②</th> <td>1人あたりの原価から算出する施設（市民プール等）</td> <td> $\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用者数}} \times \text{受益者負担割合}$ </td> </tr> <tr> <th>③</th> <td>1時間あたりの原価から算出する施設（中国分スポーツ広場等）</td> <td> $\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$ </td> </tr> </table>	①	1㎡、1時間あたりの原価から算出する施設（公民館等の貸室等）	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{貸室部分総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$	②	1人あたりの原価から算出する施設（市民プール等）	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用者数}} \times \text{受益者負担割合}$	③	1時間あたりの原価から算出する施設（中国分スポーツ広場等）	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$					
①	1㎡、1時間あたりの原価から算出する施設（公民館等の貸室等）	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{貸室部分総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$													
②	1人あたりの原価から算出する施設（市民プール等）	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用者数}} \times \text{受益者負担割合}$													
③	1時間あたりの原価から算出する施設（中国分スポーツ広場等）	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$													
③改定の上限	・収支の大幅な乖離を出来るだけ縮減しつつ、利用率の低下に配慮した結果、市政戦略会議の答申（3倍から4倍）を参考に改定の上限を設定 現行料金の1.5倍 ⇒ 3.0倍 ※算定結果が3.0倍を下回る場合は算定どおり改定する ⇒⇒⇒ 議員修正により、激変緩和措置として経過措置を設け、段階的に引上げを行う（27年10月～1年間は 原案の値上げ幅の1/2 で改定）														
④市民等以外料金の設定	・施設の有効利用を図る目的から、これまで市民以外の利用を設定しなかった貸室メイン施設において市外利用を認め、利用率の向上を図る。 市民利用の 2.0倍 を原則とする（施設区分によって差を設ける）														
	【倍率の例外】														
	文化施設のうち、文化会館、行徳公会堂	変更なし：市外料金1.2倍、興行利用1.2、1.5、2.0倍の3段階													
	スポーツ・レクリエーション施設のうち、少年自然の家	変更なし：市民利用は市外利用の1/6（宿泊）又は1/2（プラネタリウム）													
保健衛生施設のうち、斎場（火葬炉）	変更なし：近隣市との均衡を図る														
各施設区分のうち、個人単位料金の施設（市民プール、動物園、東山魁夷記念館等）	変更なし：設定しない														
⑤特別料金の設定	現行が複雑になり過ぎているため簡素化														
	土日祝日料金	<table border="1"> <tr> <td>廃止：文化会館、行徳公会堂は変更なし</td> <td>利用区分別料金（学生料金等）</td> <td>変更なし：原則50/100</td> </tr> <tr> <td>廃止</td> <td>団体割引</td> <td>変更なし：25人以上は80/100</td> </tr> <tr> <td>興行利用（入場料徴収）</td> <td>市民等以外料金に統一</td> <td>年間パスポート</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>市外料金</td> <td colspan="2">市民等以外料金としてあらたに設定（スポーツ施設では既に導入済み）</td> </tr> </table>	廃止 ：文化会館、行徳公会堂は変更なし	利用区分別料金（学生料金等）	変更なし：原則50/100	廃止	団体割引	変更なし：25人以上は80/100	興行利用（入場料徴収）	市民等以外料金に統一	年間パスポート	変更なし	市外料金	市民等以外料金としてあらたに設定（スポーツ施設では既に導入済み）	
	廃止 ：文化会館、行徳公会堂は変更なし	利用区分別料金（学生料金等）	変更なし：原則50/100												
	廃止	団体割引	変更なし：25人以上は80/100												
	興行利用（入場料徴収）	市民等以外料金に統一	年間パスポート	変更なし											
市外料金	市民等以外料金としてあらたに設定（スポーツ施設では既に導入済み）														
プロ料金															
興行利用（入場料徴収）															
市外料金															
⑥減免基準について	・減免の 統一基準 を制定し、全施設共通の取扱いを行うよう改める ⇒料金改定により設定どおり支払う人と減免を受ける人との差が大きくなることから、利用者間での公平性を確保するため、減免率に段階を設け、公益性の度合い等により対象者を区分する。														
⑦消費税相当額	外税方式で 自動更新 とする（消費税の改正に連動）														
⑧引上げ時期	平成27年 4月利用分 から 新料金を適用 する（26年10月施行） ⇒⇒⇒⇒⇒ 議員修正により、 27年10月利用分 からの適用に延期														

市内で唯一の認定補聴器専門店

自宅療養・入院中・高齢者施設入居など
ご来店できない方、**無料出張**いたします。



市川市役所正面・駐車場あります

ベスト補聴器センター

市川市八幡 1-16-2
☎(047) 335-5722

医師の同意に基づき、
健康保険が使える、
出張マッサージです。

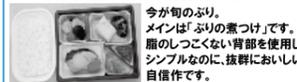
(TEL) 0120-978-531

【営業日】
月～土 9時～18時
【ホームページ】
http://www.konanss.jp/

らいふマッサージ治療院
市川店

ご高齢者に健康と安心をお届けする、
宅配のお弁当です。

あけましておめでとうございます。
本年も、宅配クック123をよろしくお願ひします。
1月行事食は「123の日特別弁当」です。



◆化学調味料を大幅に減らして調理しています。
管理栄養士がメニューを作成しています。
日替りメニューの他、井ふりメニューもご用意。

- ◆安否確認OK ◆1食からお届け
- ◆土日配達 ◆昼・夕2回
- ◆刻み食・お粥対応 1食¥577から

宅配クック 1.2.3 (営業時間:8時～17時)
中山店【TEL】0120-959-580
行徳店【TEL】047-318-6886

ぜひ無料試食をお申込み下さい。

成年後見制度・任意後見制度
個別相談実施中

お困りの方はお気軽にご相談ください。

- ・成年後見人制度を知りたい
 - ・親に認知症の症状がでてきた
 - ・認知症の方の財産を処分したい
 - ・認知症の方のお世話をするのが大変になってきた
 - ・身内がなくなると将来の財産管理に不安がある
- 皆様のより良い生活をサポートします

あおそら成年後見ネット一般社団法人
☎047-321-2721
代表理事:弁護士 川原史郎 相談員:行政書士 市澤廣子

広告

公共施設の料金を見直します

市川市には公民館・文化施設・スポーツ施設といったさまざまな公共施設があります。これらの施設の管理運営費は、利用者が支払う「使用料」と市民のみなさんが納めた「市税」でまかなわれています。

これから今の施設を維持管理・運営していくには、財源の確保が必要です。そのひとつとして使用料を見直します。



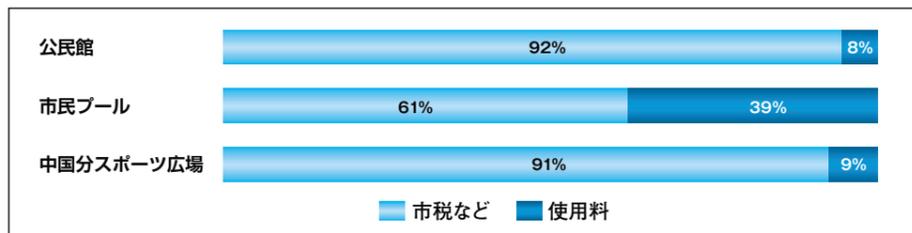
1. 使用料の現状

使用料の金額は、各施設を維持管理・運営しているため、必要経費を算出し、それを基に、利用する部屋の面積や利用者1人当たりの経費に応じて設定されています。しかし、管理運営費全体に対する使用料収入の割合が極めて低い施設が多くなっているのが現状です。

平成24年度施設別利用者負担割合の状況

施設名	管理運営費 1回の施設利用にかかる費用	使用料収入額 現在の使用料(税抜)	管理運営費に対する 使用料収入の割合 (利用者負担割合)
公民館	5億115万円	3,822万円	8%
1部屋1時間当たり ※中央公民館第1会議室	3,100円	250円	
市民プール	9,527万円	3,740万円	39%
大人1人当たり	1,800円	700円	
中国分スポーツ広場	1,476万円	135万円	9%
コート全面1時間当たり ※午後7時～9時利用	11,000円	1,000円	

適正な負担割合に
なるように見直す



市政戦略会議へ諮問

上記使用料の現状を踏まえ、市では使用料の見直しを検討しています。その過程で、市長の諮問機関である市政戦略会議にはかり、使用料と市税などの負担率の乖離について、是正すべきであると提言を受けました。

消費税率の引き上げに伴い、 4月1日から市の施設の料金 などが変わります。

平成25年12月市議会定例会において、「使用料等の額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例」が可決の結果、消費税率が5%から8%に引き上げられることにより、公民館などの施設の使用料や手数料が変わります。

料金を見直します

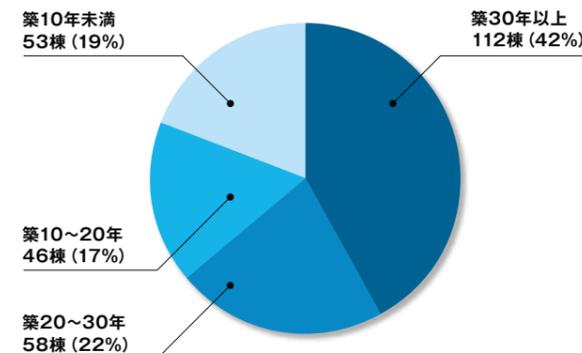
2. 公共施設の現状

現在、全国的に問題になっている公共施設などの老朽化は、市が抱えている問題でもあります。昭和50年代後半をピークに、それ以前に建てられた施設で30年以上経過した建物が全体の42%を占めており、建物の大規模修繕や建て替えなどを行わなければならない時期にきています。また、この状況から、市の施設の維持管理及び更新に対して莫大な経費がかかり始めています。市税収入などの財源確保が難しくなっている中では、管理方法や施設の統廃合など公共施設のあり方を検討し、見直していく必要があります。



◀建設から50年以上が経過し、天井落下の危険性から使用停止となっている市民会館のホール。平成28年9月の開館に向け、建て替えることが決まった。

市の施設の築年数の割合



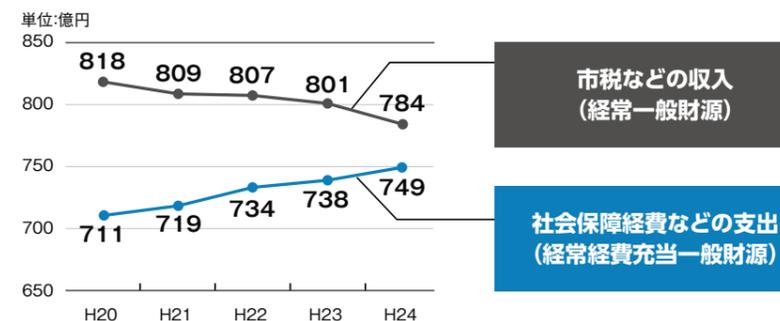
※調査対象：公民館・市民会館・保育園・市営住宅など269棟
(小・中学校、市役所庁舎は除く)

3. 市財政の現状

公共施設を維持管理・運営していくための市の財政状況は、右記のグラフが示すとおり、急速に進む少子高齢化の影響により、市税などの毎年継続的に入る収入が伸び悩んでいます。一方で、社会保障関係経費や、施設管理経費などの経常的に支出しなければならない経費が年々増加しています。

この傾向は今後も続く予測されます。この収入と支出の差が縮まると、新たなニーズに対応できなくなるばかりでなく、施設管理などの必要経費の捻出もできなくなる恐れがあります。

経常収支の推移



年々収入と支出の差が縮まって財政が圧迫されている

使用料の現状についての説明会

公共施設の料金の現状などについて、右記のとおり説明会を開催します。当日直接会場へお越しください。

☎334-1110 財政課

- ①2月3日(月)午後7時から 行徳文化ホールI&I
- ②2月7日(金)午後7時から 市民会館

消費税等相当
額を引いた、
半額、4月1日

使用料などの例

- ・市民プール使用料 (大人730円 ▶ 750円)
- ・動物園入園料 (大人420円 ▶ 430円)
- ・大型ごみ処理手数料 (500円券 ▶ 510円券)

※施設の利用方法や手数料の種類によって経過措置があります。また、消費税法により非課税とされている放課後保育クラブ保育料、住民票交付手数料などの使用料・手数料は変更がありません。詳細は各施設にお問い合わせください。